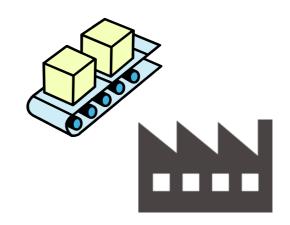
川辺町の企業立地に関する奨励金のご案内

川辺町では、企業立地の促進と産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例を制定(平成20年1月1日施行)し、川辺町に新たに立地する事業者や町内で事業を拡張する事業者に対する奨励措置を創設しました。



対象業種

次の業種が対象となります。

製造業	日本標準産業分類に規定する大分類Eの製造業
情報サービス業	日本標準産業分類に規定する大分類Gの情報通信業のうち、小分類391のソフトウエア業または小分類392の情報処理・提供サービス業
研究開発事業	高度技術工業又はこれに類する事業で町長が認める事業

対象事業者

次の条件を満たした事業者が対象となります。

従業員数	新設	操業開始前1年以内に新たに常時雇用した従業員数が30人以上 (中小企業は10人以上、研究開発事業は5人以上)		
化未 貝奴	増設•移設	操業開始前1年以内に新たに常時雇用した従業員数が15人以上 (中小企業は5人以上、研究開発事業は3人以上)		
投下固定資産の額	新設	投下固定資産の額が3億円以上(中小企業は1億円以上)		
	增設•移設	投下固定資産の額が1億円以上(中小企業は5,000万円以上)		

新設とは	・町内に事業所を有しない者が、町内に新たに事業所を設置すること・町内に事業所を有する者が、既設の事業と異なる業種の事業所を町内に設置すること
増設とは	・町内に事業所を有する者が、同一業種の事業所を町内に設置すること・町内に事業所を有する者が、既設の事業所の敷地内または隣接して既設の事業所を拡充すること
移設とは	・町内に事業所を有する者が、当該事業所を町内の他の場所に移転すること
中小企業とは	・資本金の額が3億円以下または従業員数が300人以下の事業者
投下固定資産とは	・事業所設置のために、新たに取得した土地、家屋、償却資産(ただし、土地は操業開始前3年以内、家屋・ 償却資産は操業開始前1年以内に取得したものに限る)

奨励金の種類

奨励金は次の2種類があります。

奨励金の種類	交付額	交付期間等
事業所設置奨励金 投下固定資産にかかる固定資産税相当額 (ただし、各年度1,000万円を限度)		5年間
雇用促進奨励金	新たに常時雇用した従業員で町内に住所を有する者1人につき10万円 (ただし、500万円を限度)	1回限り

※ 雇用促進奨励金の交付を受けるためには、その他一定条件を満たす必要があります。

申請手続き

1事業者の指定申請

<u>「対象業種」</u>及び<u>「対象事業者」</u>の条件を満たした場合、奨励金の交付を受けることができます。この場合、事業者としてあらかじめ指定を受けることが必要です。

指定申請時期	操業開始の日から30日以内
	指定事業者申請書、商業登記事項証明書、定款または規約、土地登記事項証明書及び位置図、建物登記事項証明書及び配置図、投下固定資産の契約書の写し、新たに常時雇用した従業員名簿など

2 奨励金の交付申請

事業者として指定された後、各奨励金の交付申請が必要です。

[事業所設置奨励金]

交付申請時期	各年度の固定資産税を完納してから30日以内
申請に必要な書類	事業所設置奨励金交付申請書、新たに常時雇用した従業員名簿など

[雇用促進奨励金]

交付申請時期 操業開始後1年が経過した日から30日以内		
申請に必要な書類	雇用促進奨励金交付申請書、新たに常時雇用した町内居住従業員名簿など	

その他

- ・ この条例は、平成20年1月1日以降に操業開始した事業者から対象となります。
- ・ 交付の条件を満たさなくなった場合や町税等に未納がある場合などは、事業者指定の取消、交付金の返還命令をすることがあります。

お問い合せ先	川辺町産業環境課 商工担当	直通電話	0574-53-7212
		電子メール	sangyou@town.gifu-kawabe.lg.jp